

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	22	担当課	畜産課
法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	根拠条項	10-1	許認可等の内容	処理高度化施設整備計画の変更認定
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年7月28日 法律第112号)		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 (平成11年10月29日 農林水産省令第74号)			
(処理高度化施設整備計画の認定)		(処理高度化施設整備計画の認定基準)			
第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。		第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。			
2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切な者であること。			
一 処理高度化施設の整備の目標		二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。			
二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期					
三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法					
3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。					
(計画の変更等)					
第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。					
2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。					
3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。					